

国宝・重要文化財の防火対策等について

今般、フランスパリのノートルダム大聖堂で大規模な火災が発生し、世界的に貴重な文化遺産が焼損しました。このことについて、大変残念に思うとともに、フランス政府と国民の皆様に対し、謹んでお見舞いを申し上げます。

文化財は、火災等により滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえのない国民全体の財産です。

また、我が国においても、昭和24年1月に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺金堂で火災が発生し、貴重な壁画が焼損したことから、火災など災害による文化財保護の危機を深く憂慮する世論が高まり、これを契機として翌昭和25年に文化財保護法が制定されたことを忘れてはいけません。

これまでも、関係各位におかれましては、文化財の防火対策等について各種取組の実施にご尽力いただき、文化財の適切な管理を図るため、格段のご努力をいただいていたところですが、改めてこれまで以上の防火対策等の徹底をお願いします。

文化庁としては、これに関連して、できるだけ速やかに、重要文化財建造物や重要文化財を保管する博物館等の防火対策等について、緊急に調査を依頼させていただきたいと思っております。また、改めて、防火対策の徹底等に当たっての留意事項等もお伝えしたいと思っております。

文化庁としましては、我が国の貴重な文化財の保護に万全を期してまいりますので、ご協力方よろしく申し上げます。

平成31年4月17日

文化庁長官

宮田亮平